

別紙様式 1 (別紙)

平成 21 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>上下水道局 契約出納課</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>(指摘事項) 「富山市情報セキュリティポリシー」では、「情報資産はその重要度に応じて分類し、その分類に応じた情報セキュリティ対策を行う」と定めているが、情報資産の識別及び分類が行われていない。そのため、情報セキュリティ対策が不十分となるか、過度の対策により業務運用が不効率となる可能性がある。まず、情報セキュリティ対策の対象とすべき情報資産を識別し、重要度に応じた分類を行った上で、具体的な手順を定める必要がある。</p>
<p>措置状況</p>	<p>「富山市情報セキュリティポリシー」については、情報統計課において総務省のガイドラインに基づき、情報資産の分類基準を含めた内容の改訂が行われた。このことから上下水道局の各業務に使用しているシステムの情報資産の分類について、令和元年度から同課が整備している情報システム台帳の作成にあわせて、「富山市情報セキュリティポリシー」に定める分類を行った。また、分類に応じたセキュリティ対策の具体的な手順については、「富山市情報セキュリティ共通実施手順」に定めてあり、上下水道局においてもこの手順に従いセキュリティ対策を行っている。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。